

第7期東京都生涯学習審議会

起草委員会 第3回

議事録

平成20年10月28日（火）
午後6時1分から午後6時58分まで
都庁第二本庁舎31階 特別会議室24

○出席委員

大橋 謙策 委員(会長)

坂井 康宣 委員

田中 雅文 委員(副会長)

村上 徹也 委員

山崎 喜久雄委員

第7期 東京都生涯学習審議会 起草委員会 第3回

平成20年10月28日（火）

都庁第二本庁舎31階特別会議室24

【主任社会教育主事】 こんばんは。それでは第7期東京都生涯学習審議会の第3回起草委員会を開催させていただきます。

本日は全員出席されることになっておりますが、鈴木委員と田中委員は遅れていらっしゃいます。

それから、傍聴の方が1名いらっしゃいますのでよろしく願いいたします。

資料ですが、座席表と次第とそれから第二次答申の案、そして、岩本委員からいただいた御意見です。

岩本委員は、企業の立場から、シニア層が地域デビューをする、あるいは企業が地域教育にスムーズに入っていくための方策として、受入れ方法や体験メニューの例示の必要性などを書いていらっしゃいます。これも参考にしながら審議していただければと思います。

本日の進め方ですが、今日は最後の起草委員会になります。案について御審議いただき、全体会に報告する起草委員会の案としてまとめていただきたいと考えております。

では早速ですが、会長、よろしく願いします。

【大橋会長】 改めましてこんばんは。お忙しいところをありがとうございます。

前回いただいた意見をもとに、事務局に相当手を入れていただきました。その後田中副会長と私が一応目を通させていただき、それを全委員にお配りし、意見を募りました。そして、岩本委員から意見をいただいたということでございます。

今日の進め方ですが、11月7日の全体会でほかの委員の方々が疎外感を味わうといけないので、今日は、基本的な方向は間違っていないということであればあまり固めないでおいた方がいいかと、個人的には思っています。そんなことも念頭に置きながら今日の御意見をいただければ有り難いと思っております。

本日の資料についても、事前にお送りしましたがけれども、今日お配りしたものはそれを更に少し直してあるということですから、まず、どの辺を直したかについて事務局から報告をいただきたいと思っております。

ではよろしく申し上げます。

【主任社会教育主事】 それでは、第二次答申案を御覧ください。

今、会長から説明がありましたように、お送りしたのから更に組立てを少し変えたところがあります。その変えたところについて御説明をさせていただきます。

まず第2章、8ページを御覧ください。右側9ページの図2の「地域教育行政の機能」、ここは前回の起草委員会の御議論をいただいて改めて作り直したところですが、お送りした案でも、既にこの図に直してあります。

前回の起草委員会では「地域教育の概念」としていましたが、「地域教育」という用語が、法的な規定をされているわけでもなく概念そのものを審議会の中で十分議論したものでもないこともありまして、「概念」ではなく「行政の実態」ということで、行政の機能としてあらわそうということになりましたので、この図になっています。

それに伴いまして、お送りした案と変わっているところが8ページの2の表題で、「新しい教育行政の機能としての『地域教育行政』」という言い方をしています。前回お配りした案では「地域教育行政の役割」としていましたが、ここで新たな行政機能として提案しますので、この「新しい教育行政の機能として……」という表題に変えています。

そしてその下、アの「従来の教育行政の枠組みを乗り越える」のところも、副題を「地域教育行政の必要性」としてあります。基本的に文言については、お送りしたところと大きく変わりません。

10ページを御覧ください。この「必要性」の中身としてアの「枠組みを乗り越える」ということと、イの「地域教育行政の第一歩～現状を把握する」ということがあります。家庭、学校、地域の課題というところは変わりませんが、やっていかななくてはならないということを強調するため、「把握する必要がある」とか、あるいは「対応策を講じる」などのように表現、文言を少し変えてあります。

10ページの「3 地域教育行政の役割」、ここは、前回、「地域教育行政を具体化していく上での課題」としていたのですが、「役割」ということをここに持ってきて、アに「条件整備」、イに「担い手の育成、支援」を載せています。この2つの項目は変わらないのですが、この間に乳幼児期からのトータルな教育支援、環境づくりがあったのですけれども、それはこの後にも出てきてダブっていますので削除しています。

その上で、この「イ 地域教育の担い手の育成、支援」については、「(ア) 団塊の世代への注目」、「(イ) 教育支援コーディネーターの重要性」という項目を立てて説明をしていま

す。

14ページの第3章、「横」と「縦」の説明のところですが、それぞれ副題を付けていますので、それに合わせた文言訂正を行っています。特に14ページの一番下の○の下線部分につきましては、前回の委員会で、「新しい公共」という表現についてはやめていくというお話でしたので、それを省いた関係で少し文言を整理しています。

16ページを御覧ください。「施策課題の整理」のところですが、ここでは、1番左側のところに大学、高校、中学、小学校、それから「発達段階」がありますけれども、前回の図は、これが少し錯綜さくそうしていたような気がします。この図では、ここの部分を「学校段階」と「発達段階」に明確に分けたところが変更点です。

17ページ以降の、この図4のアからカのところまでの説明は前回のとおりののですが、ここの中に少し動かした部分があります。まず先に23ページの第4章を見ていただければと思います。

第4章「地域教育行政の実現に向けて都教育委員会が果たすべき役割」の中で、1のアのところ「すべての都民を『教育サポーター』に」という文言があります。前回の案では、この前に、教育支援コーディネーター、それから学校教育支援人材、それと学校外の人材、この3つについての説明が入っていました。ところが、この「教育サポーター」につきましては、アの2つ目の○のところにありますように、「学校教育支援人材」と「学校外教育支援人材」と「教育支援コーディネーター」、これを総称して「教育サポーター」ととらえているのですが、ここにコーディネーターと学校教育支援人材と学校外教育支援人材の説明があると、それぞれの人材と教育サポーターの関係が混同してしまうという意見が部内でありました。そこで、この3つの説明については、18ページの「学校教育活動への支援」のところは一たん戻しています。上から3つ目の網かけの部分が、4章から持ってきたところですが、3つ目の○から次の○、その次の「中学校、高等学校へ」、ここまでは4章から持ってきています。そして、その次の「また」のところ、ここには、教育支援コーディネーターの役割の必要性を前で述べていますので、そのことを入れています。

次のウ、これが学校外教育のところですが、19ページの網かけの部分、ここも先ほどの4章のところからこちらへ持ってきたものです。一番下の○、ここについては説明を少し追加しています。放課後子どもプランなどの学校外活動の中で、教員や親とは違う、地域の大人たちとかかわる意義について少し説明を加えています。

21ページのカの「地域教育プラットフォームづくり」につきましては、最後の1行か

ら次のページの図5のところまで、ここは、4章にあった部分を動かしてきたものです。そして、新たに22ページのキの部分、これは先ほどの図4のように展開していく上で、地域レベル、住民参加のもとでの地域教育計画を作っていく必要があるということ、図4のトータルとしてのイメージで、そのまとめとして入れた方がいいのではないかと御意見が大橋会長からありましたので、ここには今のような趣旨を事務局で新たに加筆していきたいと考えています。

23ページ、先ほどの第4章ですが、「都教育委員会が果たすべき役割」では、第1番の施策ということで、「教育サポーター」を最初に挙げる形になっています。それ以降は、変更はございません。

基本的には、以上御説明したところに変更がありますので、それを踏まえた上で御議論をいただければと思います。

【大橋会長】 ありがとうございます。

基本線は変わらないけれども組みかえをしたことと、「地域教育行政の機能」という言葉についての流れを少し整理したということになるのでしょうか。

【事務局】 そうです。

【大橋会長】 それでは、どこでも御自由に御意見を言っていただければと思います。

さっき言ったように、あまり固めたくないという感じがしているのですが、幾つか問題をやってみますと、まず、16ページのこの図ですけれども、整理してくれたのですが、特別支援学校が保育園から大学まで行ってしまっているのですが……。

【事務局】 これは要するに、盲学校などに幼稚部があったり、高校を卒業した後に専攻科というものがあるのでそれらも含めて入れたつもりなのですからけれども。

【大橋会長】 だから、特別支援「教育」だったらわかるけれども、特別支援「学校」というと、そこに含まれているかということが——幼稚部……。

【事務局】 幼稚部は含めてもかまわないそうですが、専攻科は違うのではないかと。

【大橋会長】 違うと？

【事務局】 専門学校なので。

【大橋会長】 それから、短大はないのでしょうか、特別支援学校としては。

【事務局】 短大はないです。

【大橋会長】 だから、そうするとどこまで入れるか、細かいことだけれども。それから同じように幼稚園と保育園を入れるのだったら、認定こども園を入れておかないとまず

いかなという……、それは任せますが。

特に認定こども園というのは幼保一元化の問題があるから。

それから、同じく図でいくと22ページの図5、「地域の諸団体」のところの「知縁」、「関心縁」だけれども、「関心縁」というのが入ってくると、1番上の「知縁」というのはどういう意味？ 関心縁だったら2つでもいいではないかと思うけれど、何か思いがありますか。

【事務局】 いや、特にありません。

【大橋会長】 国民生活白書などでは血縁、地縁、好縁などと使っていたりするけれども、切り方の違いなので、知縁よりも関心縁という方がわかりやすいから……。

【事務局】 はい、わかりました。

【大橋会長】 それから23ページの「すべての都民を」という中に子供も入りますか、嫌な質問ですが、「すべての都民」という場合には。

【事務局】 これは、教育委員会の基本方針の中で「すべての都民の教育参加」という言葉を使っているものですから。

【大橋会長】 まあ、いいでしょう。

【田中委員】 高校生が小学校に行っているとか、小学生が幼稚園に行くとかあるので、いいのではないのでしょうか。

【事務局】 そうとらえていただくとそうなのですね。

ただ、さすがに幼児や乳児が「都民」に入ってきてしまうとちょっと違ってきますが。

【大橋会長】 22ページの「キ」は少し書き加えるということですね。

さて、大体いい線のところへ来たかなと思ってはいるのですが。はい、どうぞ。

【村上委員】 せっかく岩本委員から御意見をいただいています。28ページ、真ん中（ア）の2つ目の○の3行目に「多くの企業がCSRという観点から子供たちの教育活動の支援に関心を寄せ、」というこのCSRなのですけれども、これを企業の役割として非常に主体的、積極的にとらえている会社もあるのですが、非常に義務的にとらえている企業さんもまだ多々ある状況だと思います。それがこういうふうに「責任」と書かれると、岩本委員の文面にも『企業の社会的責任』に負うところが大にしても云々^{うんぬん}という表現がありますが、ちょっと素直に聞こえないところがあるので、この文言は別に入れなくてもいいのかなと思います。多くの企業が子供たちの教育活動の支援に関心を寄せている、と言ってしまうといいのかなと。これが入ってくることによって逆に受け取りづらくなると

思いました。

【大橋会長】 なるほど。

【坂井康宣委員】 「責任」という言葉がそういう意味合いでとられるのであれば……。今、企業の社会的責任の分野というのは必ずしも学校教育、子供支援だけではないですね、社会の仕組みとか活動にも支援をしています。そういう支援をされている人たちの中には、企業の社会貢献活動という言葉を使っているところもあるのですよ。

【村上委員】 そうですね、はい。

【坂井康宣委員】 その辺をちょっと検討してみてもどうですか。

【大橋会長】 社会的責任というより、企業の社会貢献の方がいいね、今は、社会貢献活動の方が素直だよ。社会貢献部とかあちこちにあるものね。

この間話を聞いていたら、障害を持っている中学生が子供のいろいろな活動のリーダーになっている例もあるのです。さっき言ったように、「すべての都民」の中にそういう自主性がかなり出始めてきているのだよね。障害を持っている人などが一方的に支援されるのか、してあげるとかというのではなくて、誰もがそういう役割があるみたいなことが、「すべての都民」という中にはどこかにあるのかね。あえてそんな説明はせずともいいと考えますか。

【事務局】 「双方向の」という説明をすれば。

【大橋会長】 だから、子供と大人も双方向だよ。それから障害を持っている人も持っていない人も双方向なので、その辺のところを少し言った方がいいのかと……。大人がやってあげるといっても、ある意味では大人にとっても生きがいなのだから。

【坂井康宣委員】 あまりその辺を突き詰められると難しいところが出てくるかなという気がするのですけれども。小平市も平成13年から、「すべての市民が教育参加」という言葉を使っているのですよ、学校支援に参加するということをね。その「すべての市民」と言ったときに、では、幼児も含まれるかといったら、これは含まれませんよね、考え方として。

【大橋会長】 あえて問題提起をしたので……。

ただ、教育というのはどうしても一方的になってしまう可能性があるけれど、教育も学習も基本的には交流、交わるところから始まるというのが原理なのだから、双方向性みたいなもの、その辺がもう少し書いてあってもいいと思う。いつの間にかなくなってしまった、前回の「学びあいのコミュニティ」、そこで言っていたことが、ちょっとトーンが弱くなっ

てしまったかもしれないから、そこはもう一度、学びあいということの持つ意味を言った方がいいかもしれないです。——後で確認していただければいいのですけれども。

それから、14ページの「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」が、後ろの方では協議会への「期待」だけになっているけれども、それでいいのかな。14ページの下から3行目、「活性化させる」ことが必要だと書いてあるでしょう、それでそれを受けて28ページでしょう。「期待」するとか、「活性化」とかと言っているけれども、何で地域教育推進ネットワーク協議会を活性化させる必要があるのかとか、どこに問題があるのかということ、書いてなくていいのかな。29ページの下から3つ目のところに書いてあるのだが、順序が少しおかしいね。先に現状みたいなのがあって、だから活性化を、という話でしょう。理念と現状と活性化みたいなことではない？

それから、30ページの「地域教育の指針づくりのプロセス」、これは多分、今後、各市町村に取り組んでほしいことなのだけれども、これの説明がなかったので22ページのところに少し書いてほしいということです。大体そんなところでしょうか。

山崎委員、大体これでいいですかね、やれそうですか。

【山崎委員】 言葉遣いで違和感を持ったところが2か所あるので、ちょっといいですか。

15ページの3つ目の○のところですが、「高齢期教育といたいわゆる「発達段階」に応じた教育^{うんぬん}云々」という文章があって、次の16ページの表にも「発達段階」として乳幼児、青少年、高齢者・成人とあるのですが、「発達段階」と言った場合には、何となく成人までの区分であって、それ以降はあまり言わないのかと感じたものですから、高齢者まで「発達段階」でいいのかどうかという……。

【大橋会長】 それでかぎ括弧なんだ。

【田中委員】 多分、「いわゆる」を付けたり、かぎ括弧を付けたりしてということだと思うのですが、違和感があれば、例えばライフステージとか、あるいは人生の各段階に応じたとかでも、通じるようならそれでもいいかもしれないです。

【大橋会長】 ライフステージの方がいいかもしれないです。その方が素直かもしれない。

【山崎委員】 もう一つは、前回は申し上げていますが、17ページのイの「学校教育活動への支援」の○の1つ目なのですから、「地域住民等による学校教育支援の取組が自覚的に^{とら}捉えられるようになったのは、平成14年度に学校教育に導入された「総合的な

学習の時間」がきっかけである。」というところです。「きっかけ」となるとここからだとなるのでしょけれども、私たちはもっと前から、地域に開けた教育づくりという形で地域人材をどんどん学校にも使おうとか、そういうことをやってきたので、文章を少し手直ししていただいた方がわかるという感じがします。

例えば、地域住民等による学校教育支援の取組が広がりを持ってきたのは、学校教育に総合的な学習の時間が導入された平成14年度ごろからである、というぐらいの何かほわんとした方がいい、などと思いました。後はお任せします。

【大橋会長】 そうだね、契機というところかもしれないけれども。

【坂井康宣委員】 それはそのとおりだと思います。小平市でも学校支援ボランティア活動の支援を進めてきたけれども、一挙に増えたのは平成14年からなのです。それはやはり総合的な学習の時間を含めて、教育の中身に地域の人がかかわるような仕組みを作ったときからですよ。

【大橋会長】 総合的な学習の時間が設定されて、より飛躍的に拡大したと。

【坂井康宣委員】 そういう言い方がいいのではないのでしょうか。

【大橋会長】 そういう言葉がいいかもしれない。

【田中委員】 今回の関連で18ページの最初のところが、さっきのきっかけ^{うんぬん}云々を受けているかと思うのです。「14年度から先行事例が始まり」は、これは大丈夫ですか。先行事例が増えとかではなくて、「はじまり」でよろしいですか。

【大橋会長】 これは何かもう少し……。

【坂井康宣委員】 これはサポート事業を意味しているのですか。

【事務局】 そのつもりで書いたのです。

【坂井康宣委員】 そうですよ。

【大橋会長】 審議会の意向を受けてとか。

【坂井康宣委員】 それまでは、学校支援ボランティアというのは、学校や地域の教育行政が単発的にやっていたことかもしれないけれども、東京都がサポートネット事業を立ち上げて、ボランティア養成やコーディネーター養成を含めた行政全体の取組を進めてきたことが大きなきっかけになったとか、その辺を入れた方がいいのではないですか。

【大橋会長】 サポートネットは第4期生涯学習審議会で提言しているのだからね。

だから、第4期生涯学習審議会の提言を受けて、ということを入れてはいかがですか。

【坂井康宣委員】 いいですか。

【大橋会長】 はい。

【坂井康宣委員】 この地域教育推進ネットワーク東京都協議会という言葉と、各市区町村の教育委員会が進めるネットワーク協議会とどうつながるかというのが私はよくわからない、見えないのだけれど。例えば、今、国が50億の予算を付けて学校支援地域本部事業というのを始めましたね。全国1,800か所でやると言いながら依然として進んでいないのですよ。そこで、文科省の方もついに事例集を発行することになったのです。私はその中でインタビューを受けて話をする事になっているのだけれども、まさに東京都が今進めようとしているこの地域教育推進ネットワーク協議会そのものが、学校支援地域本部事業と重なる部分が非常に多いのです。東京都は理念としては先行していたのだけれども、それが市区町村にまで広がったかというとまだまだ広がっていないわけで、うまくその辺をつなげられないかという気がするのです。

そういう意味では、東京都教育委員会に、ネットワーク協議会を設立して、各市区町村のネットワーク組織ができた場合にその後方支援をするという意図があるとすれば、各市区町村にそういう協議会を作る課題があるということではないですか。市区町村の責任で、それが今、国の学校支援地域本部事業と重なってくると私は思っているのです。

その辺をちょっと意識付けて入った方がいいかなという気がするのです。

【主任社会教育主事】 その辺のニュアンスを22ページのところに少し書いてあって、図5の下のあたりもそういうつもりのところなのですが。

【大橋会長】 実際に、東京都内ではどのぐらいの学校が手を挙げているの？

【事務局】 今の時点では18区市です。学校数は200校ぐらいです。

進まない大きな理由に放課後子どもプランで手いっぱいということもあります。まず先に2年前に施策が先行していて、そこで大々的に動いていることもあってなかなかこちらまで手が回らないという一件もあるのですけれども、例えばある区では、もともと先行して「開かれた学校づくり」のための協議会を作っていて、学校評議員制度に違った役割を載せながら動いてきたので、これとの整合性をどう付けるかというところでなかなかうまく調整がきかないということです。既存の制度とどうすり合わせるかというところで、個々別々にいろいろな問題が出ているのです。

【大橋会長】 それは今、坂井委員から言われたのは大事なことで、区市町村の独自な取組があるわけだから、そういう区市町村独自のものとも整合性を持たせるような文言は入れておいた方がいい。

【事務局】 実際の運用に当たっても、かなり柔軟な運用ができるべくこちらもそういった意識で動いているのは確かなのです。

【大橋会長】 取組に対する一種の温度差みたいなものがあるのでしょうか。

【山崎委員】 温度差というよりも、これでなければ学校支援地域本部ではないととらえるのか、もうちょっと緩やかにとらえるのか、そのとらえ方の濃淡というようなものはありますね。葛飾区は2校ぐらい出していると思うのですけれども、「芝生」を応援してくれる人たちの組織のあるところを、学校支援法と称してここからスタートしようと、そこから広がりを持たせようという発想で今、考えています。

【事務局】 都では、学校の何らかの活動に地域の方に参画してもらえるなら、広くとらえて学校支援地域本部の事業として申請することはいいですよ、いろいろな取りかかり方があるので、というところまで広げています。それでも、地域教育行政という発想とか、そういうものを持ち込もうという視点に立たないと、学校教育あるいは社会教育という区別はつきにくい、そのような状況があるのは事実なのです。だから、統括する行政機能があるかないかは大きなところだと思います。

【田中委員】 それる話ですけれども、我々の審議会から見ると、やはりできるだけ多くの区市町村に手を挙げていただいた方がいいということなのです。ただ、今までこういうのに手を挙げて実際やった地域で、子供がどう育ったかという、教育効果の評価はやっているのでしょうか。とにかく取り組んでいるけれども、結果的に教員が忙しくなるだけで子供に目が行かなくなってしまうということももしあるのだとすると、これは都、国レベルの自己満足ということもあると思うのです。その評価をしていくことも、もう少しきちんとやっていくべきかと思うのです。今の議論とは違うのですけれども……。

【大橋会長】 確かに。

【田中委員】 今後の問題だと思う。

【村上委員】 いろいろな切り口で事業が立ち上がるのですけれども、中身はあまり変わらなくても目先を変えるというか、施策というのは看板が変わったりしますね。先行して取り組んでいたところの結果が出始めて、これから取り組もうというところがまねしそうな時期に、看板が変わったりすることというのは多いのです。また目先が変わってしまってもうまく広がっていかないという、タイミングの問題もあると思うのです。一気にには行かないですから、やはり一つの取組をやったら最低5、6年くらいは同じ看板で続けてほしいのだけれども、3年ぐらいで看板が変わるので、ここが非常にネックになって広がら

ないと思うのです。

【大橋会長】 それは先ほど言ったように、区市町村の主体性を発揮するところで、ネーミングはどうでもいい、同じようなことをやっていけばそれでいい、あえてこれでやらなくてはいけないということではないという、山崎委員が言った「緩やかさ」があってもいいと思います。

25ページだけれども「区市町村支援の方法」のところ、何かもう少し書き込み方があるでしょうか。先ほど言ったように、例えば社会教育委員の会議とか、東京都と合同でやるとか、社会教育委員の人たちにもう少しそういうことに目を向けてほしいとか、あるいは教育委員会と社会教育委員とが話し合ってもらおうとかいうことを論議することはあり得るかもしれないでしょう。今、社会教育委員とかが教育委員会と合同の会議を持っているというのはあるのですか。

大分県はやっているのだよね。そういう考え方というのは社会教育法にあるわけだから、社会教育委員が教育委員会に出席して意見を述べることができるという規定があるわけだから、地域教育行政を実体化していくためにはそういうことも考えられるぐらいのことは入れておいてもいいのかもしれない。

趣旨からいけば、社会教育委員は教育委員会に出席して意見を述べることができるという規定があるわけだから、そういう規定を改めてひもときながら考えていく必要があるかもしれないと思います。だって「すべての都民」がということは、すべての教育組織、機関が総参加でやれということで、相互の関係もよくやらないことにはしようがないということだよ。そういう意味では、東京都の教育委員会に社会教育委員会議の議長が出るといのはどうでしょう。それで発言してもらおうとか、こういうことをやるけれどもどうだとか……。東京都は受け入れる？

【田中委員】 それは生涯学習審議会の方がいいのではないのでしょうか。今の社会教育委員は補助金の議論が中心です。

【大橋会長】 やって見たらどうだろう。そういうことというのはあり得ると思う。ほかの自治体で少し工夫しているのだけれども、審議会とかは皆、縦割りになってしまっていて相互関係がないわけです。それはよくないことなのだよ。それで、教育行政でいえば、教育委員会がアンブレラなわけだから、それとの関係をどうするかは論議してもいいのではないかと思いますね。福祉でも同じような問題が起きてしまっている。みんな縦割りになってしまっていて、全体をだれが見ているのかという話になる。そんなことも考えて、

個々の機能は法律なり条例で決まっているからいいけれど、相互の関係を考えてみるなど、そういうことも考えられるよというくらいは、入れられれば入れておいた方がいいかもしれない。ただそれは、「^{かい}隗より始めよ」と言ったときに東京都は大丈夫なのか、という話かもしれないから。

【地域教育支援部長】　　そういう趣旨でいくと、東京都は直営の部分是可以するのです。先ほど会長がおっしゃったように、区市町村の段階でこれがどれだけ浸透するかというのがまさにうちの課題なのです。

【大橋会長】　　もう一つ、社会教育委員の会議と合同で、つまりネットワークの時代だから、東京都の生涯学習審議会も、23区の社会教育の会議も、あるいは生涯学習審議会も、三多摩の連絡協議会も、そういうものが横にネットワークを組んで、東京都の社会教育の在り方について協議会を持つというのがあったっていいわけだね。

協議会というのは――権限はないかもしれないけれども、そういうところに呼びかけてこういう話をさせてもらうとか、というのはあるね。今、ほかの分野で全国的なものをやっているのだけれども、緩やかなネットワークでいいよ、何しろそこに行きさえすれば情報が入ってくるよと言って始めたのです。最初はそんなことと言っていたけれど、やっているうちにやはり情報が入ってくるものだからみんな来るのです。考えてみたら一番出席率がいいのですよ。そういうふうになってくるのではないかな。それを、東京都が事務局で全部お世話しなくてはいけないとか何かと気負ってしまっていたから無理なので、ネットワークだったらいいのではないかな、いろいろな持ち寄り。そういうことはあり得るかもしれない。

【事務局】　　実際に、都の審議会で出した答申なども現場の社教委員さんが見てくれて、それを自分たちの地域で取り上げてみるなどということをしてくださったところがあるのも事実です。

【大橋会長】　　やっているんだ。

【事務局】　　地域の方がわかってくれるというのも、重要な要素ではあるとは思っています。いい意味で教育行政の応援団になってもらえるという部分も考えられなくはないと思います。

【大橋会長】　　この生涯学習審議会だって、例えば杉並、渋谷、世田谷などという区は、ある意味では、実質的には生涯学習審議委員自体がモデル地区を担当していたという部分があるわけでしょう。もっと組織的にやった例としては、東京都の児童福祉審議会などは、

児童福祉審議会の委員を張り付けて三鷹と新宿でモデル事業をやってみて、その成果を持って報告していく、答申していくみたいなことをやったことがあるわけで、従来のような審議会の在り方でなくても私は構わないと思う。審議会自体がもう少し主体的に動いてやってみるといのがあってもいいのではないかと思いますね。区市町村レベルだったら、それこそ審議会主催でいろいろな公聴会をやっています。行政が公聴会をやるとどうしても行政批判になってしまうから、審議会主催で意見をまとめるために聞きたいということで開くとか、あるいは審議会でシンポジウムをやるとか、そういうことはあってもいいと私は思います。

ただ、その実務的なことというのは、審議会の委員はその時間をとても持てないから事務局に担ってもらうけれども、いろいろな司会だとか進行だとかは審議会のメンバーがやってもいいわけです。そういう、東京都生涯学習審議会主催で23区・26市の社会教育委員の会議の人たちに呼びかけて、こういうことを討論したいというようなものは、私はあってもかまわないかなという気がする。そうしないと、地域プラットフォームみたいなのをただ作れ、作れと言ったって、何だという話になりかねないかもしれないから。その辺の書き込みができればと思うし、予算的にも金額は微々たるものだから、少し考えてもらってもいいのではないかと思います。検討してみてください。

【田中委員】　　ちょっといいですか。

十分理解していなくて繰り返しになってしまうかもしれないのですが、「教育サポーター」という言葉と「教育参加」という言葉を意識的に使い分けているのでしたか、23ページから24ページあたりのところですが、「参加」と「サポーター」というのはそれぞれ出所が違うということで言葉が違うのでしたか。

【大橋会長】　　ちょっと違うのだろうね。

【田中委員】　　例えば24ページの図の中で、一番下にあるのが「教育参加」ですね、真ん中の方で「教育サポーター」があって、ということは、「教育サポーター」より「教育参加」の方が広い概念だということ……。

【事務局】　　概念的には広いですね。実は、「教育参加」という、この文言が盛り込まれるようになったのは学校評議員制度が法律に盛り込まれたことがきっかけなのです。また、そもそも「教育参加」という言葉が教育委員会の基本方針に入ったのは学校評議員制度がきっかけだったものです。その概念をもうちょっと広くとらえていきたいというところで

【田中委員】　　そういう意味では、「参加」よりも「サポーター」ということで、具体的にいろいろやってもらう方がいいということですね。

【事務局】　　「主体的な」という意味合いも込めて……。

【田中委員】　　ということは、例えば24ページの図の下は「教育参加」よりはすべての都民が教育サポーターに、という方が何か……。

【事務局】　　この文言の表記からすると、そういう方がいいのではないかということですね。

【大橋会長】　　23ページとの^{ひょうそく}平仄を合わせるという意味では。

【田中委員】　　だから指針から出てきたということは出してもいいのしょうけれども、現時点では、単なる参加ではなくてサポーターにみんななってほしいのだということですね。それが伝わればいいと思います。

【事務局】　　わかりました。

【大橋会長】　　すごく細かいことを言っておくけれども、28ページの下から3行目のところ、「共通の土台（プラットフォーム）」とありますが、この前にプラットフォームという言葉は使っていて、ここでもプラットフォームの説明がある。そういうのは後でチェックしてみてね。

【事務局】　　はい。

【大橋会長】　　さて、大体そんなところでいいですか。それで、事務局でも当然少し修正はされるでしょうけれども、今、出たような意見をもとにして少し直して送りますか、このままで送りますか。少々だったら……。

【事務局】　　大幅に手を入れるとなると時間的なこともあるので、山崎委員に言われたような、前に指摘されていたのに十分直せなかったという部分は手を入れるとして、新たな観点を入れていくときには、例えば今日の意見としてこういう観点のものがあつたというものを文言表記とか、今日のコメントを入れながら委員にお送りした方がいいと思っています。

【大橋会長】　　そうだね、これはこれでもう送っているわけだから、今日出た意見を少しまとめていただいて、箇条書にこういう意見があつたというふうに整理して、直せる部分だけ直しておいてということで送りましょう。

【事務局】　　実は、各委員にお送りしたものは、今回皆さんにお送りしたものと同じものです。今日のものは、組立でも変えて少し文言修正も入っているのです。その辺のとこ

ろの説明を付して、今日のところで、ある意味で、完成版を入れるよりも新たな切り口で出しておいて、問題点を指摘しておいてもらった方が、話がしやすい部分もきっとあるかと思うので……。

【大橋会長】 論議はしやすいかもしれない。

【事務局】 はい、そういう工夫で対応させていただけたらと思っています。後で主任社会教育主事からも話があると思うのですけれども、ちょっと間がないものですから、今回、会長、副会長とじっくりお打合せをさせていただく時間もとれそうもないので、事務局でそういう扱いにさせていただいた方が、つまり委員からこういう意見は出ているけれども事務局の案としてここまで直しました、という形でお送りさせていただいた方が、そして7日に問題点として出していただいた方が、まとめにかかるときにはいいと思うので……。

【大橋会長】 では、今日の論議を受けて直せるところは直すけれども、意見は意見としてまとめて別にしておくということにしましょう。

【事務局】 書き込みをして、こういう意見が出ていますということをお示しさせていただけたらと。

【大橋会長】 わかりました。

それで、全体会はあと2回あるのですかね。

【事務局】 そうですね。11月7日と19日です。

【大橋会長】 7日と19日。だから——そうだね。

【事務局】 なるべく7日の時点で問題点と思うことを出させていただいて。

【大橋会長】 7日に少しもんでもらって、19日は完成版になるわけだから。

【事務局】 19日には、ほぼ成案で、細かい表記はともかくとして、おおよそ中身はこれでいだろうと御了承をいただけると大変有り難いのですが。

【大橋会長】 わかりました。では、その段取りでよろしいですね。

あとは事務局、部長もまだ、十分これから手を入れるのでしょうから。

【事務局】 かなり入れていただくとおもいますが。

【大橋会長】 地域教育支援部だから。まさに部長が、これなら私が教育長と教育委員会を説得できる、というものを作っていただかないといけないかもしれない。では、今確認した段取りでよろしゅうございましょうか。

それでは、少し早いのですが終わりにさせていただきますが、よろしゅうございましょうか。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

— 了 —